

(別紙3)

岐阜県 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動
 に関する指針
 (資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

1. 対象施設、対象活動の項目

対象施設		対象活動 (□国の項目、◆岐阜県の追加項目)	
		補修	更新等
集落が管理する施設	水路 (開水路) (パイプライン)	(水路本体) <input type="checkbox"/> 水路の破損部分の補修 <input type="checkbox"/> 水路の老朽化部分の補修 <input type="checkbox"/> 水路側壁の嵩上げ <input type="checkbox"/> U字フリューム等既設水路の再布設 ◆水路法面の補修 (附带施設) <input type="checkbox"/> 集水柵、分水柵の補修 <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの補修 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修 ◆空気弁、仕切弁等の補修 ◆取水施設の補修 ◆管理施設の補修	(水路本体) <input type="checkbox"/> 素掘り水路からコンクリート水路への更新 <input type="checkbox"/> 水路の更新 (一路線全体) (附带施設) <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの更新 <input type="checkbox"/> 安全施設の設置 ◆空気弁、仕切弁等の更新 ◆水路蓋の設置 ◆取水施設の更新 ◆管理施設の更新
	農道	(農道本体) <input type="checkbox"/> 農道路肩、農道法面の補修 <input type="checkbox"/> 舗装の打換え (一部) (附带施設) <input type="checkbox"/> 農道側溝の補修	(農道本体) <input type="checkbox"/> 未舗装農道を舗装 (砂利、コンクリート、アスファルト) (附带施設) <input type="checkbox"/> 側溝蓋の設置 <input type="checkbox"/> 土側溝をコンクリート側溝に更新

	ため池	(ため池本体) <input type="checkbox"/> 洗掘箇所 <small>の補修</small> <input type="checkbox"/> 漏水箇所 <small>の補修</small> (附帯施設) <input type="checkbox"/> 取水施設 <small>の補修</small> <input type="checkbox"/> 洪水吐 <small>の補修</small> <input type="checkbox"/> 安全施設 <small>の補修</small>	(ため池本体) (附帯施設) <input type="checkbox"/> ゲート、バルブ <small>の更新</small> <input type="checkbox"/> 安全施設 <small>の設置</small>
農地に係る施設	給排水施設	◆暗渠排水、給水栓、各筆排水等 <small>の補修</small>	◆暗渠排水、給水栓、各筆排水等 <small>の更新</small>

2. 対象施設・対象活動の項目の説明

(1) 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

ア 水路本体

① 補修

水路の破損部分の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路の老朽化部分の補修

- ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路側壁の嵩上げ

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

U字フリューム等既設水路の再布設

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

◆水路法面の補修

- ・ 水路の法面保護施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

② 更新等

□素掘り水路からコンクリート水路への更新

- ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

□水路の更新（一路線全体）

- ・ 老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。

イ 附帯施設

① 補修

□集水枡、分水枡の補修

- ・ 集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ゲート、ポンプの補修

- ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

◆空気弁、仕切弁等の補修

- ・ 空気弁、仕切弁等及びこれに付随する施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

◆取水施設の補修

- ・ 老朽化や破損等により機能に支障を生じている頭首工、取水工等の補修等の対策を行うこと。

◆管理施設の補修

- ・ 取水施設（揚水機）の管理施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

② 更新等

□ゲート、ポンプの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプの更新等の対策を行うこと。
- ・ ゲートの更新には、手動式から自動式、堰板式から巻き上げ式等の形式の変更も含むものとする。

□安全施設の設置

- ・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

◆空気弁、仕切弁等の更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じている空気弁、仕切弁等及びこれに付随する施設について、更新等の対策を行うこと。

◆水路蓋の設置

- ・ 土砂等の流入等により水路の維持管理等に支障が生じている場合、当該箇所新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

◆取水施設の更新

- ・ 老朽化等による取水機能への支障が生じている場合、頭首工、取水工等の全面的な更新等による対策を行うこと。

◆管理施設の更新

- ・ 管理施設の設置により、取水施設（揚水機）の長寿命化が図られる場合、新たに管理施設を設置することによる対策を行うこと。

(2) 農道に関する対象活動

ア 農道本体

① 補修

□農道路肩、農道法面の補修

- ・ 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□舗装の打換え（一部）

- ・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 更新等

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・ 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

イ 附带施設

① 補修

□農道側溝の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

② 更新等

□側溝蓋の設置

- ・ 農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・ 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

(3) ため池に関する対象活動

ア ため池本体

① 補修

□洗堀箇所補修

- ・ ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

□漏水箇所補修

- ・ ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

イ 附帯施設

① 補修

□取水施設の補修

- ・ ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□洪水吐の補修

- ・ ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・ 転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

② 更新等

□ゲート、バルブの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・ ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

(4) 農地に係る施設に関する対象活動

ア 給排水施設の補修

◆暗渠排水、給水栓、各筆排水等の補修

- ・ 施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

イ 給排水施設の更新等

◆暗渠排水、給水栓、各筆排水等の更新

- ・ 機能に支障が生じている施設について、更新等の対策を行うこと。